

工事書類簡素化説明会質疑応答

(一社)香川県建設業協会(高松支部、長尾支部、中讃支部、小豆支部):平成29年7月10日～平成29年8月23日

	質問内容	回答
1	施工体制台帳写しは事務所総務課へ提出するようになったとのことであるが、工事打合せ簿による提出は不要になったということか。	工事打合せ簿での提出は不要である。
2	紙面で提出した場合と電子で提出した場合とで工事成績点に差が付いたりしないのか。	提出方法によって工事成績点に差はつかない。
3	提示書類に関する説明で、書類原本を竣工時から検査終了まで監督員に預けるとあったが、これでは預ける日数が長くなることや、検査後すぐに返却されないことも想定されるため、書類原本をすべて預けることは承服しかねる。建退共の受払簿や伝票類など、会社として保管しておく書類も含まれるため、国と同様に当日提示・返却とするか、少なくともいつ返却されるか等を明確にしてほしい。	県の評定や検査体制では、国交省と同様に提示書類を検査当日だけで返却することは難しいと思われる。また、指摘のとおり検査後の再提示や、延長して預かることについても、検査の集中時期等によっては想定される。 このため、書類簡素化で新たに提示書類とした 安全管理、 建退共、 伝票・納品書等、 コリンズのうち、 は提示書類、 は必要に応じて写しでの提示又は提出でも可、 は検査当日のみ持参提示可(検査員のみ確認)とする。 主要作成書類一覧表を改定
4	提示書類が返却された後の保管期間が書かれていない。マニフェストは5年とあるので分かるが、それ以外の書類は検査後すぐに廃棄してよいのか。検査後に再度確認を求められた場合に備えて保管期間があった方がよいのではないのか。	生コン納品書などの提示書類の保管期間を「受注者が工事成績評定結果(変更)通知書を受け取った日から1ヶ月間」とする。 主要作成書類一覧表を改定
5	書類簡素化により電子検査など新たに監督員と打合せを行う項目が増えている。監督員の認識の違いなどから協議回数(工事打合せ簿)が増えるのではないのか。	当面の間、特に電子検査を選択する場合は、協議回数が増えることも想定される。監督員の認識違いによる協議回数の増加を防ぐため、事前協議チェックシートによる統一的な運用に努める。
6	軽微な変更により変更施工計画書を作成しない場合も工事打合せ簿は必要か。 電子検査実施マニュアル P11 で電子データを印刷した資料を持ち込み可と記載しているが、これを認めると書類簡素化が進まないのではないのか。 電子検査は納品した CD ではなく、マニュアル P9 に記載しているようにデータ複写で行うのか。	特記仕様書に記載している重要な変更該当しない(施工計画に影響しない1ヶ月以内の工期延長や1割以内の数量・金額の増減)ことが明らかな場合、工事打合せ簿は不要。 3月の協会各支部との協議で電子検査に慣れるまでは印刷資料を持ち込みたいとの要望を受けて記載したものであり、電子検査が一般化すれば削除する。 納品 CD での検査が基本である。希望すれば納品 CD から複写したデータでも検査可能としたもの。
7	工事履行報告書の提出により実工程表の提出を省略可能と説明があったが、最後の月末で履行報告した後に変更契約で内容が変わる場合がある。この場合も実工程表は不要でよいのか。	最終の履行報告後の変更契約により工程表の記載項目等が変わるような場合は、工期末での履行報告、又は実工程表の提出のいずれかが必要。

	質問内容	回答
8	主要作成書類一覧表の記載と、工事成績の考査項目別運用表の記載が整合していないのではないかと。例えばコリンズ登録は運用表で「契約後 10 日以内に行われているか」であるが、一覧表では「竣工登録は検査後に登録する」と記載されている。監督員が評定時に「竣工登録されていない」「適切に登録していない」としてチェックを外されていても受注者は分からない。こういう不整合によるバラツキはなくしてほしい。	コリンズ登録は共通仕様書に規定しているとおり、当初契約時、変更時（工期又は技術者の変更）、工事完成時に登録が必要であり、ご指摘の考査項目別運用表では「契約後 10 日以内」となっているが、当初契約時及び変更（工期・技術者）時の登録について確認を行うこととする。工事完成時の登録は竣工検査後となるため、工事成績評定の対象としないよう運用を徹底する。
9	受注者による竣工検査の写真は補修箇所以外撮影不要となったが、テープやシュミットハンマー等の撮影も発注者側で行うのか。	受注者が提出する根拠がない書類であり、不要である。検査記録として写真が必要な場合は発注者側で撮影する。検査員には周知している。
10	中間検査も撮影不要でよいのか。	写真管理基準に中間検査状況の撮影項目がないため撮影は不要。
11	発注者から CAD データの提供を受けた場合には電子納品が必要（発注図、最終最終変更図、完成図）との説明があったが、CAD 製図基準に準拠した図面が提供されなくても電子納品するのか。（ファイル名が日本語表記等）	「事前協議チェックシート」4 項に記載のとおり、提供図面が CAD 製図基準に準拠している場合のみ CAD 製図基準で納品されたい。
12	事前協議チェックシートの「4.発注図(CAD データ等)の整理」で提供された図面が CAD 製図基準に準拠しているかを確認して記載する項目があるが、準拠しているかは発注者側で判定すべきではないか。	提供した監督員であればすぐに分かることなので、監督員に準拠の有無を確認してからチェックしてほしい。
13	将来的に電子検査は必須になるのか。	書類簡素化には電子検査が効果的であるため、将来的にはできるだけ適用したいと考えている。ただし電子検査の方が非効率な工事もあると考えられるため、全ての工事で必須とするのは難しいと思われる。
14	電子納品が始まったばかりの 10 年ほど前に電子納品データで竣工検査を行ったが、その時は検査員の心象が悪かった。今回の電子検査ではそのようなことはないのか。	過去には検査に必要な写真の提示に時間がかかった場合に心象が悪くなったものと推測されるが、電子・紙面に関わらず写真の保管位置を把握していただき、円滑な検査の進行に協力いただきたい。
15	電子検査は今後ずっと受注者選択制にするのか。これまでのように、「 年後には完全導入するが今は試行段階である」という手法でないと、業者によっては電子検査に不安を抱いて、広がらないのではないかと。完全実施へのスケジュール策定や工事成績で評価するなどの方法をとるべきではないか。	電子検査については、これから実施していくものであり、実施状況等によって判断することになる。実施状況によっては一定の規模以上の工事で選択制ではなく完全導入することもあり得るが、現時点ではいつまでに完全導入という回答はできない。なお、工事成績評定への反映は行う予定はない。 なお、工事写真については、紙面検査とする場合でも、写真帳作成作業においては電子納品に対応した写真管理ソフトを利用する方が省力化できる場合があるため、極力このソフトを活用していただきたい。
16	電子検査実施マニュアルには「土木部の所掌する工事」と記載されているが、他部局（農政水産部、水道局）の工事にも適用できるのか。	農政水産部と水道局にはマニュアルを参考送付しており、適用時期等を検討中である。

	質問内容	回答
17	電子検査当日に納品 CD データをハードディスクにコピーできるとしているが、大規模な工事では1時間以上かかるため、現実的ではないのではないか。 事前コピーを可とし、検査時に何点か納品データと整合チェックを行う手法などで対応できないか。	サイズが大きい電子納品データなどで、時間的に当日複写が困難と想定される場合は、データ容量やファイル作成年月日の整合、抽出内容確認などによる原本性の確認方法を発注者と協議して決定すれば事前コピーも可能である。
18	当社は、提示書類になっている伝票や納入書原本を、ISOにより社外持ち出しできないことになっている。このため原本を持ち出すにはISO規定を改定しなければならないため、逆に煩雑になってしまう。書類簡素化の運用と異なるが、これまで通り写しを提出する方法で問題ないか。	写しの提出でも問題ない。受注者として最も手間のかからない方法で書類の作成、提出してもらえればよい。
19	県の担当者が書類簡素化の取組みをどれだけ認識しているかが重要と思われるが、十分に説明を行っているのか。	今年4月に全事務所で監督員対象の説明会を行い、書類簡素化の運用等も監督員がパソコンですぐ確認できる場所にまとめて掲載しているが、不参加だった者や若手監督員等は理解が進んでいないことも考えられる。 監督員の理解の状況を注視して、必要であれば再度の説明を行いたい。
20	電子検査では、電子納品 CD 又はそのデータを複写したデータしか検査対象にならないとの話があったが、例えば、CD にはなくてパソコン内にそのデータが残っていた場合も検査対象外で不備扱いとなるのか。	仕様書等により提出が必要となっているものについて検査時に検査対象の書類がなければ、パソコン内にデータがあったとしても、後日、電子納品 CD に当該データを格納して提出してもらい確認することになる。 それは電子検査も紙面検査も同じである。
21	提出書類一覧表を見ると、工事日報は紙面提出の区分しかチェックできないが、それは電子納品不可ということか。	工事日報は押印が必要であり、必ず紙面での提出となる。紙面書類をわざわざ電子化する必要はないと考えており、電子納品の対象としていない。
22	施工計画書の手引きの改定により、1ヶ月以内の工期延長、1割以内の数量増減は変更施工計画書が不要とのことだが、それを少しでも超えると変更施工計画書が必要ということか。	変更不要の範囲を明確にするため、工期1ヶ月以内または数量1割以内との規定を設けたものである。この規定は今後見直しを行う可能性があるが、現時点では超えるものは変更が必要である。
23	変更施工計画書を作成する際、再生資源利用計画書の変更箇所が分かるように赤字の2段書きにするよう監督員から指示されることがある。県が指定する CREDAS 入力システムでは赤字の2段書きができないため、非常に手間がかかっている。ページ全体で新旧対照とすれば問題ないと思うが、認められないこともあるため、そういう部分も周知してほしい。	ページ全体の新旧対照で問題ない。4月の事務所説明会でも受注者が非効率となるような書類は求めないことを説明したが、今後も説明会等を通じて周知していきたい。

	質問内容	回答
24	書類簡素化適用後、下請関係書類を総務課に提出する際、発注者との契約書写しを求められるが、省略できるのではないか。	発注者との契約書写しは、施工体制台帳の添付書類として法令で規定されているものである。また、施工体制台帳は下請契約時に受注者が作成し、発注者にその写しを提出することも法令で規定されているため、添付書類は省略せずに提出するよう求めている。なお、発注者との契約書写しは1枚目だけでよいこととしている。
25	提示書類となった安全管理関係書類は、原本を1～2週間発注者に預けることになるが、安全教育で使用する資料は他工事の安全教育でも使用することもあるため、長期間預けるのは困難ではないか。	安全教育の実施確認は、従来から使用した資料までの提示は求めておらず、安全教育の内容を写真とともに1枚にまとめた書類で可能としているため、使用した資料は提示書類に含めなくてもよい。